

提出書類について

Q：郵送での申請は可能ですか。

A：補助金交付申請及び設置完了報告の申請は窓口のみとなっております。ただし、補助金交付請求のみ郵送での申請が可能です。

Q：健康保険証は「機器等を設置又は施工した住宅に居住していることが確認できるもの」になりますか。

A：住所を手書きで記入する健康保険証は居住の証明にはなりません。ただし、区が発行している健康保険証は居住の証明になります。

Q：パスポートは「機器等を設置又は施工した住宅に居住していることが確認できるもの」になりますか。

A：パスポートは国籍等の身分の証明書であり、居住の証明にはなりません。

Q：土地・建物の登記簿謄本は居住の証明になりますか。

A：土地・建物の登記簿は所有者を示すものであり、居住の証明にはなりません。

Q：見積書はコピーでも大丈夫ですか。

A：コピーで大丈夫です。また、宛名は申請者になるようお願いします。

Q：内訳書を提出する際に気を付けることはありますか。

A：内訳書では設置または施工する機器等の型式（太陽光発電システムにあっては設置するモジュールの枚数）と価格が分かるように標記してください。「一式」のように型式、価格をまとめた内訳書では受理することができませんのでご注意ください。

Q：国や東京都の補助金と合わせて申請することは可能ですか。

A：国や東京都が併用を禁止していなければ、それらの補助金と併用可能です。

### 設置完了報告について

Q：太陽光発電システムの設置完了報告書の工事完了日はいつになりますか。

A：電気が通った（系統連系が完了し、お客様が利用可能になった）日です。

Q：領収書には家のリフォーム全体の経費が記載されていて、太陽光発電システムの設置に係る経費（申請書に記載した金額）と一致していない場合はどうしたら良いですか。

A：領収書に「但し、太陽光発電システム設置費 ○○円及び消費税分 ○○円を含む」と追記し、ご提出ください。追記は手書きで構いません。

### 太陽光発電システム（個人住宅用）について

Q：太陽光発電システムのモジュール認証を受けたものの同等とはどういうことですか。

A：一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）、又は国際電気標準会議（I E C）の認証を受けた機器を指します。機器のパフレットか各HPをご確認いただくか、メーカーに問い合わせることで認証を受けたことが分かる証明書を用意してもらってください。

Q：太陽光発電の設置後の写真はどのようなものがいいですか。

A：パネル（モジュール）の数が数えられるものをお願いします。

### 高反射率塗装について

Q：集合住宅の場合に、高反射率塗装の補助金を申し込むことはできますか。

A：高反射率塗装は申請者の居室上の屋根、屋上の塗装が対象となります。そのため、集合住宅でも申し込みが可能な場合があります。例えば、所有者（申請者）が塗装を行う屋根・屋上部分の直下に居住している場合などです。あくまで一例ですのでご申請の際はお問い合わせください。

Q：ベランダは高反射率塗装の補助金の対象になりますか。

A：ベランダの真下に居室があれば補助金の対象になります。

Q：庇や出窓上部は高反射率塗装の補助金の対象になりますか。

A：屋根ではないため、補助金の対象になりません。

#### 断熱窓改修について

Q：居室とはどのような場所をいいますか。

A：建築基準法第2条4号に規定されている「居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する室のこと」です。具体的には、「居間」「寝室」「台所」を指します。その反対に、「玄関」「便所」「浴室」「脱衣室」「洗面所」「納戸」「廊下」等は居室ではないため、この部分にある窓を改修する場合は、断熱窓改修の補助金の対象にはなりません。

Q：施工経費とはどのようなものが対象ですか。

A：機器の購入費及び設置費用（工事に係る人件費、運搬費等）等です。諸経費など内容が明確でないものは対象になりません。詳しくはお問い合わせください。

Q：熱還流率はどうやって調べることができますか。

A：ほとんどの窓は、熱還流率についてパンフレットに記載してあります。不明な場合は、メーカーにお問い合わせいただき、資料を入手してください。

Q：新築は対象になりますか。

A：対象になりません。リフォームの場合は対象となります。

Q：出荷証明書等が必要とありますが、性能証明書で代用できますか。

A：現場名・事業者名・品名の記載があれば、性能証明書でも構いません。

Q：賃貸マンションのオーナーが住んでいる住人のために工事を行う場合は、補助金の対象になりますか。

A：あくまで自分が住む部屋でないと対象になりません。